

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表

A基準	第8条の3 床面及び周囲			施設本体	第8条の4第1号 配管等(地上)		第8条の4第2号 配管等(地下)			第8条の5 排水溝等			第8条の6 地下貯蔵施設 地下貯蔵施設本体			配管等	使用の方法		
	1号	ただし書	2号		イ	ロ	イ	ロ	ロ+別表第1 6の項下欄 ()内	ハ	1号	1号+別表第 1の7の項下 欄()内	2号	1号	1号+別表第1 8の項下欄 ()内			2号	
構造・設備	地下浸透防止	●不浸透材 料による構造 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆	●床下点検 空間 (床下から目 視で容易に 確認可能)	○同等 以上							●強度 ●耐性 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆	●強度 ●耐性 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆					○同等 以上	● 地下浸透等 しない方法、適 正処理 ・管理要領(使 用方法、その 点検内容・回数) ※	
	流出防止	●防液堤等 ○同等以上																	
	漏えい防止																		
	漏えい等防止 (漏えい、地下浸透)							(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食				●漏えい等 防止構造・材 質(タンク室 内、二重殻 等) ▲耐腐食	●漏えい等 防止構造・材 質(タンク室 内、二重殻 等) ▲耐腐食	●漏えい等 防止構造・材 質(タンク室 内、二重殻 等) ▲耐腐食			
	漏えい又は地下浸 透確認の構造又は 設備					●目視によ り容易に確 認できるよう 床面から離 して設置	(トレンチ) ●トレンチ中 設置 ●不浸透材 料構造 ▲(種類・性 状に応じ)被 覆	●漏えい等 確認構造 (検査管、 流量変動把 握等)		●地下浸透 確認構造 (検査管、 流量変動把 握等)		●水の量を 確認できる 装置	●水の量を 確認できる 装置	●水の量を 確認できる 装置 ●漏えい等 確認構造 (検査管、 流量変動把 握等)					
管理	飛散・流出・浸透防 止																		
定期点 検	破損等の 異常の確 認	目視等	Y	M	Y	Y	Y (配管) (トレンチ)			Y	3Y								
		検査						Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上			Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上				
定期点 検	漏えい・浸 透・流 出の有 無	目視等			Y	Y	Y (配管)												
		設備 使用							M(3M※) ・漏えい等の 検知		M(3M※) ・漏えい等の 検知			M(3M※) ・漏えい等の 検知					
備考								消防法完成 検査後15年 以内のもの のみ	※有害物質 の濃度を測 定する場合		※有害物質 の濃度を測 定する場合		消防法完成 検査後15年 以内のもの のみ	※有害物質 の濃度を測 定する場合			※点検頻度: Y		

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
 (備考) 3Y:3年1回以上、Y:1年1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

B基準		附則第3条		施設本体	附則第4条1号	附則第4条2号			附則第5条		附則第6条			使用の方法	
		床面及び周囲			配管等(地上)	配管等(地下)			排水溝等		地下貯蔵施設				
		1号	2号			イ	ロ	ハ	1号	2号	地下貯蔵施設本体		配管等		
										1号	2号	3号			
構造・設備	地下浸透防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合	規定せず											
	流出防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合												
	漏えい防止														
	漏えい・地下浸透防止							○同等以上			○同等以上		●内部コーティング	○同等以上	
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	【底面】(条件: ・施設本体が床面に接しているかつ ・接する床面はA基準に適合) ●漏えい等確認構造(検査管等) ○同等以上	【底面】(条件: ・下部の床面はA基準に適合の場合) ●漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置			●目視により確認できるように設置	●トレンチ中設置	●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)		●地下浸透確認構造(検査管、流量変動把握等)		●水の量を確認する措置 ●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	●水の量を確認する措置		●配管等を参照
管理	飛散・流出・浸透防止													● →A基準に適合	
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	【底面以外】 Y	【底面以外】 Y	Y	6M	6M (配管) (トレンチ)			6M					
		検査							○同等以上			Y ・漏えい点検 ○同等以上	○同等以上		
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等		【底面】※ M	Y※ 又は 左記、床面及び周囲の方法で行う	6M	6M (配管)								
		設備使用	【底面】※ M ・漏えい等の検知					M(3M※) ・漏えい等の検知			M(3M※) ・漏えい等の検知		M(3M※) ・漏えい等の検知		
備考		※目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による場合は、方法に応じた適切な回数で実施		※床面及び周囲の基準がA基準に適合する場合			※有害物質の濃度を測定する場合		※有害物質の濃度を測定する場合		※有害物質の濃度を測定する場合			※A基準に適合しない場合は規定されず	

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。

(備考1) Y:1年1回以上、6M:6月1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

C基準		附則第8条第1項	附則第8条第1項	附則第8条第1項		附則第8条第1項	附則第8条第1項		附則第8条第2項
		床面及び周囲 表第1の項	施設本体	配管等(地上)	配管等(地下)	排水溝等	地下貯蔵施設		使用の方法
				表第2の項	表第3の項	表第4の項	地下貯蔵 表第5の項	配管等	
構造・設備	地下浸透防止	—	—	—	—	—	—	—	—
	流出防止	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏えい防止	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏えい・地下浸透防止	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	—	—	—	—	—	—	—	—
管理	飛散・流出・浸透防止								点検のみ (作業等に伴う飛散等の有無)※
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	M	Y	6M		M※		配管等を参照
		検査				Y ・漏えい点検 ○同等以上	Y ・地下浸透点検 ○同等以上	Y ・漏えい点検 ○同等以上	
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等		Y	6M				
		設備使用							
備考			※床面及び周囲のB基準の場合を除き、規定されず(→A基準)			※目視が困難な場合において、目視以外の方法による点検の場合は、方法に応じた適切な回数で実施。			※点検頻度: Y

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。

(備考1) Y:1年に1回以上、6M:6月に1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

(備考2) C基準は、床面及び周囲、配管等、排水溝等、地下貯蔵施設について、A基準及びB基準に適合しない場合に適用